正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。

新 P2 CFD 取引のリスク等重要事項について P2 CFD 取引のリスク等重要事項について CMC Markets Japan株式会社 CMC Markets Japan株式会社 金融商品取引業:日本国金融庁 金融商品取引業:日本国金融庁 エフエックス・オンライン・ジャパン株式会社 エフエックス・オンライン・ジャパン株式会社 金融商品取引業:日本国金融庁 金融商品取引業:日本国金融庁 ODL JAPAN 株式会社 金融商品取引業:日本国金融庁 P7 口座開設について P7 口座開設について (個人のお客様の場合) (個人のお客様の場合) ○反社会的勢力について以下の点を誓約すること。 ○マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不 ・現在、且つ将来にわたっても暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・ 正の疑いのある取引に利用するために CFD 取引を行わないこと。又、 社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。 不法な反社会的勢力の一員等でないこと。 ※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的 ・現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではない こと。 勢力と認めたものを含む。 ・自らまたは第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた 不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行 為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又 は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。 ・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不

- ・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為を したと当社が判断した場合には、取引が停止され、または通知により 口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害 が生じた場合でも、全て自分の責任とすること。
- ※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的 勢力と認めたものを含む。

(法人のお客様の場合)

- ○反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
- ・現在、且つ将来にわたっても、役職員が暴力団員・暴力団準構成員・ 総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。
- ・自らまたは第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた 不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行 為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又 は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
- ・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不 正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。
- ・本号に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為を したと当社が判断した場合には、取引が停止され、または通知により 口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害 が生じた場合でも、全て自分の責任とすること。
- ※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的

(法人のお客様の場合)

○マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法又は不正の 疑いのある取引に利用するために CFD 取引を行わないこと、又は反 社会的勢力の団体等でないこと。

※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的 勢力と認めたものを含む。 勢力と認めたものを含む。

<取引担当者基準>

・反社会的勢力について以下の点を誓約すること。

現在、且つ将来にわたっても暴力団員・暴力団準構成員・総会 屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。 現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員では ないこと。

自らまたは第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超 えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力 を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社 の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこ と。

マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又 は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこ と。

上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、または通知により 口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自分の責任とすること。

※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会 的勢力と認めたものを含む。 (新設)

P14 お取引について 11. 注文の種類

注文の種類は以下のとおりです。詳細は23ページの CFD 取引に関する主要な用語をご覧ください。

P15 お取引について 13. 証拠金

(2) 証拠金必要額

証拠金必要額は注文時のレバレッジにより変動いたします。

DMM CFD-Index 取引

レバレッジは10倍(約10%)となります。例えば JPN225/JPY (10,000.0)10倍1Lotを保有するのに必要な証拠金は100,000円となります。但し、注文発注時の証拠金は証拠金必要額の約130%となります。よって JPN225/JPY (10,000.0)10倍1Lotを保有するのに必要な証拠金は130,000円となります。

P26 【苦情受付窓口】

【苦情処理措置及び紛争解決措置の内容】

【苦情受付窓口】

コンプライアンス部

電話:03-3661-0335 月曜~金曜(祝祭日を除く9:00~17:00)

ファックス:03-3661-0256

E-mail: compliance@sec.dmm.com

P12 お取引について 11. 注文の種類

注文の種類は以下のとおりです。詳細は<u>21</u>ページの CFD 取引に関する主要な用語をご覧ください。

P15 お取引について 13. 証拠金

(2) 証拠金必要額

証拠金必要額は注文時のレバレッジにより変動いたします。

DMM CFD-Index 取引

レバレッジ10倍のとき約10%、25倍のとき約4%、50倍のとき約2%、100倍のとき約1%となります。例えば JPN225/JPY (10,000.0) 100倍1Lotを保有するのに必要な証拠金は10,000円となります。但し、注文発注時の証拠金は証拠金必要額の約130%となります。よって JPN225/JPY (@10,000.0) 100倍1Lotを保有するのに必要な証拠金は13,000円となります。

P26 【苦情受付窓口】

【苦情受付窓口】

コンプライアンス部

電話:03-3661-0335

E-mail: compliance@sec.dmm.com

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 3-6-7

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 3-6-7

当社が加入する協会から苦情の解決及び紛争の解決のあっせん等の 委託を受けた特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談セン ター(連絡先:0120-64-5005) を利用することにより金融商品取引業 等業務関連の苦情及び紛争の解決を図ります。

平成22年3月1日 制定

平成22年4月1日改訂

平成22年8月14日改訂

平成22年12月25日改訂

平成22年3月1日制定 平成22年4月1日改訂 平成22年8月14日改訂